

してもらつた。何の役にも立たないわけで、現実に今後うたてあるものには、少なくとも最終年度が来ないから将来つくるといふことじゃなくて、そんなものは何かのものと決してそのじやないでしよう。少なくともやはり一定のところに重点を置かなければ、この総合計画にのつて、施策を進めていくというのが大前提になつてゐるわけでしよう。そういう点では、ここに載せてあるのを、言つてみれば期日が来ないからいいんだみたいな答弁でなく、もう少しとやはり秩序を踏まえた上で進んでいってほしい。そういう点については、児童館については引き続きこの問題についてもお尋ねしてまいりますけれども、ひとつ、ちやうとここに力を入れていてもらいたいということを要望してあります。

○議長(末次性男君)

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後一時四十四分 休憩

午後三時三十分 開議

○議長(末次性男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二議案第三十九号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十九号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

提案理由並びにその内容につきましては、御説明を申し上げます。

本案は、昭和五十六年三月二日、市長から福生市特別職報酬等審議会に議会議員並びに市長等の報酬給与につきまして諮問をいたしました結果、同審議会におきましては、三月二日から五月八日まで五回にわたり、慎重審議いたしました結果、五月八日、市長に答申がなされまして、この答申に基づきまして条例改正をいたすべく本案を提出申し上げます。

その内容でございますが、第一条中、それぞれの金額につきましては、議長の現行、
二十万、を三十万、アップ率にいたしまして、一一・二%、副議長の現行、二十四万、
を二十六万五千円、アップ率にいたしまして、一〇・四%、常任委員長の現行、二十三
万、を二十五万五千円、アップ率にいたしまして、一〇・九%、議員の現行、二十二万
五千円、を二十五万、アップ率にいたしまして、一一・二%、それぞれあつて改定を
いたすものでございます。

なお、附則に記載のとおり、本条例の適用につきましては、従来は四月一日から
実施すべきであるという答申をいただいていたわけでございますけれども、今回の答
申におきましては、答申後直近の六月一日から実施すべきであるという結論をい
ただきましたので、本条例につきましても昭和五十六年六月一日から適用しようとし
するものでございます。

まことに推駁ではございますが、慎重御審議を賜りまして、原案により御
確定くださるようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君)

以上、提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君)

少し質問いたします。

いま適用日として六月とした理由として、答申の直近ということでございますが、
過去においては大概これは四月一日ということになって、大概四月ごろに報酬
等審議会の審議が初まり、答申というより審議を始めた月からということになつ
ておつたんですけれども、今回に限って答申を受け、直近ということに変わった点
は、どういふことでこれを変えたかということと、それから、これによって二十六市中の中
あるいは九市の中でのくういふところにあるのか。

私はいろいろ調べてきておるんですけれども、これは二十六市中では二十四位だと
思ふんですけども、二十三位と見る面があるかもしれませんが、二十三位に見るとい
うことは清瀬市と同額ですから、それで二十三位にも見られますけれども、清瀬市
はもう昨年の九月に、また本年もすぐ九月になりますから改正されるとやはり清
瀬市はこれを上回るといふこともあるので、私の調べた二十六市中の二十三位が
間違いないかどうかというところについて。

アップ率については、今回は確かには説明がありましたように一一%ぐらいになつ
ておりますが、過去においてはもう前々回は六%、前回は七%というふうなことであ

りました。当時、ほかの市長の二十六市のアップ率を全部見ますと、最高において
は二〇%、あるいは一八%、一七%、一三%、九%、七%というふうにみんな上がつてゐる
わけですが、今回はもう一一%ということだからまああと思つてあげてくれども、
そういうふうな二十六市中の順位、あるいは九市中の順位はどのくらいになつてゐる
のか。私の調べが間違つてゐるかもしれませんが、そういう点の二つについて伺う
と同時に、これからの市長や教育長、こういうふうなものも出てきますけれども
も、それはその都度質問しなくてもそういう点もあわせて説明をしていただ
きたいということを申し上げておきます。

○総務部長（浅見裕康君）

提案の中でも御説明申し上げましたとおり、
いわゆる答申において六月一日から実施すべきであるという結論をちやうどいいな
しましたのでそのとおりとなります。答申を尊重いたしましたので、六月一日というふうな各
例改定を御提案申し上げた次第でございます。

したがって、従来の四月一日の、実施すべきであるという答申をいただいた一
つ、いわゆる審議の過程の内容と、このことば私どもの説明の中でやはりある程
度実施時期を決定するための参考にはなつていたのではないかと、いうふうに

考えております。その点につきましては確かに四月一日の結論が出なかつた、いわゆる
結論と申しますか、答申が得られなかつたという面については、やはりその審議の
過程の中の経過、あるいは現況の分析、いろいろは資料の提供、そういうものを
総合的に判断して六月一日というふうな答申をいただいたというふうな結論、
私どもは考え方を持つてゐるわけでございます。そういう経過等につきまして

六月一日から実施すべきであるという結論をちやうどいいいたしましたので、そ
れをそのまま各例改正案にして御提案申し上げたということでございます。

それから順位でございますけれども、議員さんの順位は、二十六市中二十三番
目でございます。福生市と清瀬市、これが同額でございます。二十三位はいし
二十四位というふうな順位になろうかと思ひます。

それから、いま最後にほかの特別職の関係について、順位をちやうど言つても
らいた、ということでございますけれども……（提案のときに）と呼ぶ者あり）
はい、わかりました。

○十六番（貫井喜代次君）

二十四位じゃないかということば私は私がつきまづ言つたといひ
もう清瀬市は昨年の九月にやつてもうすぐ改定する時期に来てゐるんです。

これは毎年やっているから、だから私は二十四番じゃないかというところを言っている人ですけれども、これは今回でもう前回昨年九月に改正したのと同じ額だから二十三番だというものであって、二十四番と見るのび私は適当ではないかということを言っておいたので、私、調べたあれと間違いないと思うんですが、これは二十四番になるんです。清瀬はもう昨年の九月に改正したんですから、これの九月になればまだ清瀬はもう上ぶるのは目に見えているんですから、二十三番と二十四番というのはでかい、(笑声) いよいよ聞かえるんです。それで間違いないませんか。それだけ聞いておきます。

○総務部長(浅見裕康君) おっしゃるとおりでございます。

○二十三番(関 米吉君) ちょっとお尋ねします。適用の時期の六月一日ということについては答申に基づいたものとして理解できるわけですが、各市においてはこのように報酬等審議会の答申に基づいてこういうふうなことをやっておるわけですけれども、二十六市としてはこの四月の当初年度から上げる市は一体どれぐらいあるんですか。

○総務部長(浅見裕康君) 四月一日の時点の――五十六年時点でございます。

けれども、一年に一度版に改正されるという前提に立ちますと、五十五年の四月一日とかがあるのは五十六年の四月一日でございますけれども、そういう想定に立ちますれば九市でございます。そのほかは十月ないし九月ないし十二月、三月、そんなような状況になっております。

○二十三番(関 米吉君) 市長の諮問の時期、今回の場合三月二日ということでした。これはいろいろ論議されなきゃならない問題かもしれませんけれども、例年三月ごろということは結局当初予算にらうとずれ込むような時期に毎年諮問が行われておるわけですが、この時期が適当と思つてこういうふうな形をとっているのかどうか。この諮問の時期についてどう判断しているか、その点だけひとつお願いいたします。

○総務部長(浅見裕康君) 確かに本来的なら四月一日が一番適当だろうと思ひます。その点、四月一日に間に合うというところは当初予算の編成の時期ギリギリ一月いっぱいぐらいまでですが、そのぐらいで四月一日から答申をいただいて実施するというのが一番理想的であらうかと思ひます。

当市の場合、中途半端になつてしまつたと、中途半端というのを非常に悪いけ

れども、年度途中で改定しなければならぬということは恐らく最初の時期です
ね、その問題だと思います。仮に毎年一度ずつ見直しするんだということになる
と、極端な例で一年未満で一度上ぶるとか、あるいは、そういう危惧がある
なら一年見送って次の年の四月一日に上ぶるとかというふうな形をとりませんと手
続上らうと問題があるだろうというふうに感じます。いずれにいたしましても
いろいろな角度で検討しなけりやいけませんですけれども、もう一点一番大きな
要因は恐らく春闘ですね、その経過あるいは結果、そういうものがやはり当
市の場合でござりますけれども、一つの判断材料の大きな部分を占めているとい
うこともある程度、こういう時期に改定がされるというふうな一つの要因ではな
いかというふうに考えております。（「はい、了解」と呼ぶ音あり）

○二十三番(関 米吉君) いま検討するということでも、私も納得いくわけです
けれども、本来、議員の報酬はなんというものは補正でもってなされるとい
うのは余り好ましくないと思っております。はっきり言って五月八日の日

答申があったと、答申するつもりで出さうなら五月の臨時会に出さなければ
ならぬという形になる。そうすると、これだけは目立って補正だという形だか
らやむを得ず六月の定例会に他の補正と一緒に持ち込まずるを得ないという
うな、いろいろ皆さん方の提案の時期のむずかしさもあるうと思つてです。これは
どこに起因しているかというところ、やはり答申の時期が悪いと思つてです。毎年毎
年こんなむずかしい形にやっていると、こんな形になるんで、その点については
今後慎重に考えていただきたいということを強く要望しておきたいと思
います。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十九号については、総務委員会に付
託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ音あり）

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本議案は総務委員会に付託されたい旨の動議が

提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第三議案第四十号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

議案第三十九号で御提案申し上げましたように、報酬等審議会の

答申に基づきまして特別職の報酬等の額を改定することに伴いまして一部の非常勤の特別職の報酬につきましても見直しをいたしまして、必要部合について改定をいたすべく御提案を申し上げます。

その改正内容でございますが、まず別表でございますが、従来いわゆる記載の順序、こういうものにつきましてもある程度現在の組織の関連などか、そういうもので今回を機会に整理を順位的にちよつとさせていたんでおります。それと、これから申し上げますけれども、ある程度、先般御指摘いただきましたように分につきましては新しく記載をさせていたんでおります。

まず別表のその一をここに記載のとりの改正案等に改定をしようとするものでございますけれども、額におきまして一々申し上げるべきでございますけれども、一応、上下だけ申し上げて御了承いただきたいと思います。

まず額におきまして五百円から八千円のアップでございます。率におきまして二・九%から二・九%のアップに相なっております。

なお、今回の改定の起因としては、従来から一つの比較において、一つの検討材料として用いられていただいておりますけれども、都下のいわゆる新市と

言われております。福生市を含みます九市の平均報酬額、これに参照をいたしまして算出をされておりました。その結果、当市がこれを上回っているものにつきまして、おことに申しわけない次第でございますけれども、今回は思い切った改定を見送らせていただいております。九市の平均というのが、それが妥当なのかどうかという判断に立ちますといろいろな解釈があるかと思っておりますけれども、当面、本条例の改定の額につきましては、そういう考え方で一応実施をさせていたいただきたいというところでございます。

また、今回の条例改正に当たりまして、前々から御指摘をいただいておりますところの予防接種医等のこういった関係につきましても新たにこの表の中に職名を別表上に明記をさせていただいております。さらに民生委員の関係でございすけれどもこれは従来もやはり御指摘をいただいわけでございますけれども、市の社会福祉の増進に御協力をいただいておりますので、規定の教正備をこの際いたしました。新しく社会福祉協力委員という名称によりまして設定をいたし、別表にやはり明記をさせていただいております。

なお、本件につきましてもやはり実施の時期を、先ほど御提案申し上げ

ましたのと同様、五十六年の六月一日から適用をさせていただきたいというところでございます。非常に雑駁な御説明で申しわけありませんけれども、慎重御審議を賜りまして原案御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終めます。

○五番(東浦春浪君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第四十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君)

この際、日程第四及び日程第五の二案を一括して上程いたします。
日程第四議案第四十一号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第五議案第四十二号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十一号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第四十二号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

本条例につきましては福生市の特別職報酬等審議会の答申に基づきまして改定しようとするものでございます。

その内容でございますが、議案第四十一号福生市長等の給与につきましては、市長現行五十三万円を五十七万円に、アップ額四万円、アップ率にして七・五%。助役に付ては四十六万円を四十九万五千円に、アップ額三万五千円、アップ率七・六%。収入役につきましては四十四万五千円を四十八万円に、アップ額三万五千円、アップ率にして七・九%に相なりしております。

また、議案第四十二号教育長の給与につきましては四十四万五千円を四十八万円に、アップ額三万五千円、アップ率七・九%にそれぞれ改定しようとするものでございます。

なお、適用につきましては、両議案とも五十六年六月一日から適用をしようとするものでございます。

なお、先ほど御指摘いただきました順位の関係についてちよと申し上げておいた
でございます。

市長につきましては、二十六番中十七番といし十八番、先ほどのお話によりますと田無市の改定が福生より先でするので、十八番ということに相なりますが、その順位で

でございます。それから助役でございますけれども、やはり同じように十七番ないし十八番、実質的に田無の改定が先とすれば十八番という形になります。それから収入役が十四番でございます。それから教育長が十二番になっております。以上のようは一応順位に相なるかと存じます。

以上、おとくに雑駁でございますけれども、議案第四十一号並びに議案第四十二号の提案理由並びにその御説明にかんづけていただきます。

よろしくどうぞ御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いしますと申し上げます。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君)

確認のためになつ。

いま説明されました件について、二十六市中の何番と、こういうふうに。そうすると、議員は二十四番で市長は十七番、助役が十七番、収入役が十四番、教育長が十二番、これで間違ひありませんか。そうですね。(「そうですね」と呼ぶ音あり)よく念のため聞いておくんですけれども、十八番じゃないようですね。市長、助役は十七番のよ

うです。それで収入役は十四番、教育長は十二番、議員は二十四番(笑声) こういうことのようにすけれども、間違ひありませんね。間違ひあるかないか。

○総務部長(浅見裕康君)

教育長の関係についてはちやうと申し落としました。

武蔵野市が一般職の給与の適用を受けております。したがって一応本俸的に羅列をいたしましたので、この教育長の十二番の順位がさういった諸手当を入れますと管理職手当その他全部入りますからこの上位にいかとも思います。それについてはまだ調査をしておりますせんけれども、それが含まれている順位であるというふうにかつ御了解をいただきたいと思います。

それからあと、ただいま御指摘いただきました順位で十七番であるというふうな話でございますけれども、田無市と福生がそれぞれ同額でございますので、そういうことではないと御了解を賜りたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君)

お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号及び議案第四十二号については、

総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本二案はともに総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号及び第

四十二号の二案は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次性男君) 日程第六議案第四十三号福生市消防団条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本条について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 井上久男君登壇)

○市民部長(井上久男君) 議案第四十三号福生市消防団条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正は、提案理由にありますように、非常勤の特別職の報酬改定に伴って消防団員の報酬も改定しようとするものであります。改定率は全体の平均アップ率九・二%であります。一律ではなく階級を考慮して格差をつけ改定しようとするもので、前年度と同じように配慮した次第であります。

それでは条文の内容について御説明申し上げます。

第十二条中の団長の報酬を十七万三千円を一万円アップして十八万三千円に、五・八%。副団長十三万五千円を七千円アップして十四万二千円に、五・二%。分団長九万七千円を五千円アップして十万二千円に、五・二%。副分団長以下団員までそれぞれ四千円をアップしまして、副分団長六万六千円を七万円に、六・一%。部長五万九千円を六万三千円に、六・八%。班長四万三千円を四万七千円に、九・三%。団員三万三千円を三万七千円に、一二・一%。それぞれアップし改正しようとするものであります。

なお、附則の適用については、非常勤特別職は、本年六月となっておりますが、消防団員の報酬については、年額となっております関係上、本年四月からとして、アップ率で調整を図った次第でございます。すなわち議員報酬のアップ率